

## 一時預かり事業について

一時預かり事業とは、保護者の疾病・入院、育児疲れ解消等の理由により、緊急・一時的に保育を必要とする児童に対する保育です。

なお、「集団に慣れさせるため」、「遊ぶ場所がないから」というような理由では利用できません。

- ・疾病等により連続して利用する場合は、原則として1週間が限度です。  
(特別の理由により町長が必要と認める場合は、2週間が限度となります。)
- ・育児疲れ解消を目的とした利用の場合は、原則として週に1日が限度です。
- ・パート、自営業手伝い等の場合は、週に3日以内です。

### 実施予定保育所……みどり保育園 (Tel699-5075)

- ・保育時間…月曜日～金曜日 8:45～16:45
- ・対象児童…2歳児～4歳児

※給食等について、詳しくは保育所にお問い合わせください。

### すみれキッズ (Tel698-5568)

- ・保育時間…月曜日～金曜日 8:30～17:00
- ・対象児童…1歳児～4歳児

※給食等について、詳しくは保育所にお問い合わせください。

### 認定こども園めばえ (Tel698-6554)

- ・保育時間…火、水、木曜日 8:30～17:00
- ・対象児童…3歳児～4歳児

※食事について、除去食・代替食は対応していません。

詳しくは保育所にお問い合わせください。

### (1)対象児童

北島町に住民登録され、保育所・幼稚園に通っていない就学前児童で集団保育が可能な児童。保育士の加配等はありませんので、ご了承ください。

### (2)申請方法

事前に希望する保育所にご相談の上、「一時預かり申請書(様式3)」と「児童票I(様式2)」を、利用開始日の2週間前までに、希望する保育所に直接提出してください。

※希望する保育所、時期、児童の年齢によって受け入れが困難な場合があります。

### (3)保育料

- ・1日あたり…………… 1,800円(給食費230円を含む)
- ・半日(4時間以内)あたり…………… 900円(給食費230円を含む)

## 一時預かりを利用される

- ・ 4月1日時点で3歳のお誕生日を迎えているお子さん
- ・ 4月1日時点で3歳のお誕生日を迎えていない住民税非課税世帯のお子さん

について、保護者（父母）のいずれもが次の「保育の必要な事由」に該当する場合、施設等利用給付の認定を受けると一時預かりの保育料の払い戻しの対象となります。※給食費、行事費については対象となりませんのでご注意ください。

保育を必要とする理由	具体的な保護者の状況
就労 (自営業・内職・農業等を含む)	児童の保護者が、家庭外や、家庭内で家事以外の仕事をしている場合。 ※1ヶ月あたり64時間以上の就労していることが条件となります。 ※就労で申請のあった場合でも、利用開始時点で出産予定日の前2ヶ月以内であれば出産での認定となります。
出産	児童の保護者が、出産の前後の場合。 【出産予定月の前後2ヶ月ずつ（最長で5か月間）】
保護者の疾病・障がい	児童の保護者が病気や、心身に障がいがある場合。
親族の介護・看護	児童の保護者が、常に、家庭内で病人や障がい者の看護にあたる場合。
災害復旧	火災や地震などの災害により、家庭を破損したため、その復旧にあたる場合。
求職活動	児童の保護者が求職活動（起業準備を含む）を行っている場合。 【利用期間：最長で利用開始日（利用中の場合は離職日）より3ヶ月間】 ※利用開始日（利用中の場合は離職日）から2ヶ月以内に就労先を決定し、その翌月の10日迄に「就労証明書」を提出した場合は、理由を「就労」に変更した上で、利用期間についても変更されます。
就学	児童の保護者が1ヶ月あたり64時間以上、学校等に就学している場合。 (職業能力開発施設における職業訓練を含む。)
育児休業	児童の保護者が、児童の弟妹の出生後に、「出生児童が1歳に達する月」以内の期間において、育児休業を取得する場合。 ※既に「就労」を理由として、保育所を利用している児童が、同一施設を継続して利用する場合のみ対象です。 ※保護者が職場に復帰した際には、理由は「就労」に変更されます。
その他	町長が認める場合。（虐待・DVのおそれがある場合を含みます。）



施設等利用給付の認定申請については北島町役場民生児童課までお問い合わせください。  
電話：088-698-9802